

十一
十二

利率
の経過
払込み

年一・五パーセント
年金資金運用基金理事長は、
年一・五パーセントの利率に
達し、加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に
する。期日に払い込むものと
する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{31}{365}$$

十三

初期
利率

平成十六年九月二十日を
とし、次の算式により
金額を支払う。ただし、
金額を支払うときは、
が銀行休業日に当たるとき
はその翌営業日に支払う
次の期日及び第十五号に
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
以後の
利率

毎年三月二十日及び九月
を、支払期とし、各支払
て、その日以前六月間に
利率を支払う。六月間に
平成二十六年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十五
十六
十七
十八

償還
償還
元金
払込
払込
払込
期日

平成十六年四月二十日